近江八幡市社会福祉協議会感染症対策委員会規程

制定　令和６年　３月１１日

（設置）

第１条　この規程は、社協が実施している各種の福祉サービスにおける感染症対策に向けた取組みの強化を図るため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、次の者をもって組織する。

・事務局長
・総務課長
・在宅福祉課長
・居宅介護支援事業所　管理者
・デイサービスセンターひまわり　管理者
・相談支援事業所　管理者
・ヘルパーステーションあづち　管理者
・その他　会長が必要と認めた者　若干名

（委員長等）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長がこれにあたり、副委員長は在宅福祉課長があたる。

（職務）

第４条　委員の職務は、感染症対策（予防及びまん延防止）の取組みに関し、検討・協議を行うこと及びその他委員会の所掌に関することを担うものとする。

（会議の開催）

第４条　会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は概ね半年に１回開催する。

（事務局）

第５条　事務局は、在宅福祉課が行う。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。